明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕
○卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（六二）　三
○鉄道軌道整備法の一部を改正する法律（六三）　一七
○美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律（六四）

〔府令〕
○公認会計士等登録規則及び特定社員登録規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三一）　六

〔告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委三〇）　九
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二一六）

〔官庁報告〕
官庁事項
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣）　二〇

〔公告〕
諸事項
官庁
横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価準備書の縦覧及び意見書の提出・説明会の開催関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事一部完了、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四

本号で公布された法令のあらまし

◇卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（法律第六二号）（農林水産省）

卸売市場法の一部改正関係

一　目的

1　この法律は、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

二　定義

2　(一)「開設者」とは、卸売市場を開設する者をいうものとした。

(二)「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいうものとした。

(三)「仲卸業者」とは、卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいうものとした。（第二条関係）

三　卸売市場に関する基本方針

3　農林水産大臣は、卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項等を定める卸売市場に関する基本方針を定めるものとした。（第三条関係）

四　中央卸売市場の認定制度

4　(一)　中央卸売市場の認定

卸売市場（その施設規模が一定以上であること等の基準に該当するものに限る。）であって、次に掲げる要件等に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができるものとした。（第四条第一項～第五項関係）

イ　申請書及び卸売市場の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）の内容が、3の基本方針に照らし適切であること。(1)

ロ　申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。(2)

ハ　業務規程に定められている卸売市場の業務の方法が、次に掲げる事項等を内容とするものであること。(3)

イ　開設者は、卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

ロ　開設者は、業務規程に定められている取引参加者が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）を遵守させるため、監督措置をとることができること。(4)

ハ　卸売市場の業務の方法として、売買取引の方法及び決済の方法が業務規程に定められているとともに、公表されていること。(5)

ニ　業務規程に定められている遵守事項が、次に掲げる事項に関し、それぞれ次に定める事項を内容とするものであること。

イ　売買取引の原則　取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。

ロ　差別的取扱いの禁止　卸売業者は、出荷者又は買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

ハ　売買取引の方法　卸売業者は、(4)で定められた方法により、卸売をすること。

ニ　売買取引の条件の公表　卸売業者は、売買取引の条件を公表すること。

ホ　受託拒否の禁止　卸売業者は、卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。